**奈良県中小企業団体中央会**
**「がんばる中小企業等の経営力強化・再構築支援事業」委託業務**
**企画提案仕様書**

## １．委託事業名

奈良県中小企業団体中央会
「がんばる中小企業等の経営力強化・再構築支援事業」委託業務

## ２．委託期間

契約締結日から令和７年３月１９日（水）まで

## ３．事業目的及び概要

経営環境への変化が激しく、不確実性の高い時代において、中小企業組合等が有する限られた経営資源を鑑みれば、これを独力で解決することは困難である。奈良県内における中小企業組合においては特にそれが顕著である。(小企業者組合※率:69.6%、全国１位)

その中、従来の支援として行ってきた**「見える課題（表面的課題）」に対しての支援策の提供は、多様で複雑な課題への対応が難しい**ことから、支援のあり方自体を見直した**「真の伴走型支援（①対話と傾聴、②代表者の腹落ち、③自己変革力の創出）」による「見えにくい課題（本質的課題）」への対応が必要**となってくる。

本事業は、組合・専門家・中央会が共同で「対話と傾聴」を繰り返し行い、「納得性を高めた課題解決の提案」から、「活動支援の検討」を一貫して取り組み、自走化を意識した経営力の強化・再構築につなげていくことを目的としたものである。

（※）常時使用する従業員の数が５人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については２人）以下の会社及び個人でその構成員の３/４以上で組織されている組合

## ４．委託業務の内容

**（１）講習会**

組合を対象に、自己変革の重要性や本質的課題の考え方等を通して本事業に対する理解を深めるために、講義及びワークショップを実施する。

開催回数：１回（２時間程度）　開催時期：６月下旬

受講対象：奈良県内中小企業組合（理事長・役員・事務局職員等）

【テーマ（例)】

・「革新と成長」～中小企業組合が自ら変わるための道筋～

○目的を達成するために必要と考えられる講義内容について提案を求める。

○講義方法及び内容については以下の条件を満たすこと。

①講師は、**「経営力再構築伴走支援モデル（中小企業庁 R4.3 公表）」**の内容を把握し、中小企業組合を対象とした講義を行える者とすること。また、「自己変革の必要性」を重視し、前向きな事業取組につながる内容にすること。

②一方的な講義内容とならないよう、適宜ワークショップ等を用いて、参加型と

なる仕掛けを用意するなど、実施手法を工夫すること。
○講習会の実施に当たり、講義の詳細な内容については中央会と協議（打ち合わせ）を行うこと
○講習会の会場については、中央会と日程調整を行ったうえで、中央会が適切な会場を設定する。
○受講者の募集については、講師及び会場が決定した時点で、中央会が行う。

**（２）集合研修**

本事業の個別支援を希望する組合を募集。公募を通じて、採択された組合（４組合）に対して、課題の抽出及び目標設定に係る集合研修（ワークショップ型）を実施する。

開催回数：１回（２時間程度）　開催時期：８月上旬

受講対象：本事業採択組合（理事長・役員・事務局職員）

【テーマ例】

・自己変革を重視した課題・目標設定方法

○希望組合の公募・採択については中央会で行う。（決定時点で共有）
○目的を達成するために必要と考えられる講義内容について提案を求める。
○講義方法及び内容については以下の条件を満たすこと

①ワークショップ形式であること
（※現状課題の認識、将来の組合のあるべき姿及び目標を達成するためにクリアすべき課題の抽出を重視した内容にすること）

②支援対象組合（４組合）それぞれに担当の専門家を配置すること。（担当する専門家は後述する（３）個別支援においても担当することが想定されることから、できる限り対象組合の業界・課題内容に精通した専門家を配置することが望ましい。また、伴走支援の性質上、中央会担当指導員も共同で取り組む。）

③受講対象の組合同士で取組状況の共有を行うことにより、相乗効果が期待できることから、ワークショップの成果を共有できる時間等も設けること。

④成果物として各組合分の「指導報告書（※「（３）個別支援」における支援計画を含む）」を提出すること。（※実施後、１週間以内）

○集合研修の実施に当たり、講義の詳細な内容については中央会と協議（打ち合わせ）を行うこと
○集合研修の会場については、中央会と日程調整を行ったうえで、中央会が適切な会場を設定する。

**（３）個別支援**

集合研修において見えてきた課題の抽出及び目標設定に対して、組合ごとに実現可能性を模索しながら、解決方法及び取組方針の検討を実施する。

実施回数：５回以上（１回あたり２時間程度）　実施時期：８月～２月

○集合研修時に設定した目標を達成するために必要と考えられる支援内容（各回のテーマ設定含む）について提案を求める。
○実施場所は基本的にそれぞれの組合事務局となるが、必要に応じて組合員の会社や

役員会等への出席となる場合もある。

○支援内容については以下の条件を満たすこと

①支援回数は５回以上必ず実施すること。

②成果物として、各回の「指導報告書」(※実施後、１週間以内)、また、事業全体の成果となる現状の課題及び対応策までが可視化できるもの（経営デザインシート等）（※最終個別支援後、２週間以内）を提出すること。

③内容は組合の課題によって、進め方についても柔軟に対応すること。

④専門家間で担当組合の現状等についての情報共有を適宜行うこと。

○個別支援以外の対応（事業内容や進捗状況等の確認）は中央会が行うが、必要に応じて専門家と指導員が議論する場を設けることもある。

○必要に応じて、各組合の支援状況を中央会指導員と協議（打ち合わせ）を行うこと。

## （４）成果普及報告会

本事業の支援事例について、他組合への普及を行うことで「事業活用の促進」や全体的な「組合事業の底上げ」を図る目的で、成果普及報告会を実施。

開催回数：１回（２時間程度）　開催時期：２月～３月

参加対象：奈良県内中小企業組合（理事長・役員・事務局職員等）

【イメージ例】

・「組合」「指導員」「専門家」それぞれが以下の内容について発表する

「指導員」: 伴走支援の成果

「組合」: 事業内容・今後の展開・感想

「専門家」: 総括

○目的を達成するために必要と考えられる報告会内容について提案を求める。

※単なる報告だけに終わらないよう実施方法を工夫すること。

○報告会内容については以下の条件を満たすこと

①「組合」「指導員」「担当専門家」それぞれが発表できるような内容にすること。

②発表用資料のフォーマットを作成すること。(※１２月１６日までに作成し、「組合」「指導員」分については、中央会担当指導員が内容を作成する。)

③報告会までに発表内容について、組合や中央会と綿密に打ち合わせを行うこと。

○成果普及報告会の会場については、中央会と日程調整を行ったうえで、中央会が適切な会場を設定する。

## （５）成果報告書について

成果普及報告会終了後、本事業の全体的な取りまとめを行い、成果報告書の作成を行うこと。

## （６）専門家について

専門家は、「中小企業診断士」「経営士」「経営学修士（MBA)」の資格を保有するもの、もしくは、中小企業支援に関わる企画・分析・戦略策定等について「１０年以上の実務経験」を有しているものとする。

（７）実施体制

本事業実施にあたっての実施体制の提示を求める。

## ５．委託事業実施スケジュール

| | |
|---|---|
| ・講習会募集 | 令和６年６月上旬～６月下旬 |
| ・講習会実施 | 令和６年６月下旬 |
| ・公募（補助対象組合） | 令和６年７月上旬～７月中旬 |
| ・採択（補助対象組合） | 令和６年７月下旬 |
| ・集合研修実施 | 令和６年８月上旬 |
| ・個別支援実施 | 令和６年８月～令和７年２月上旬 |
| ・成果普及報告会 | 令和７年２月～３月 |

## ６．委託費用

４．委託業務の内容に基づいて、様式７に提案業務経費及び内訳（項目、数量、単価、金額）を記載すること。

また、本事業に係る諸経費は全て契約金額に含まれるものとすること。

※４．委託業務の内容（１）講習会、（２）集合研修、（４）成果普及報告会に係る会場借料については、中央会が支払うこととする。

## ７．その他

本事業の実施にあたり本仕様書に定めるほか必要な事項等については、奈良県中央会の意向を尊重し協議の上決定するものとする。